

○岡山理科大学全学動物実験管理委員会規程

(設置)

第1条 岡山理科大学（以下、「本大学」という。）に、岡山理科大学における動物実験等に関する取扱規程（以下、「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、岡山理科大学全学動物実験管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、規程を適正に運用するため、動物実験計画の承認、実施状況の把握、飼養保管施設及び実験室の設置の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して必要な審議を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理学部・理学研究科、工学部・工学研究科、獣医学部から各2名
- (2) その他の各学部・研究科から1名
- (3) その他本大学の大学教員で学長が必要と認めた者

2 前項の委員には、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めなければならない。

3 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長の2名は、各キャンパスから1名ずつ選出する。

2 委員長及び副委員長は、学長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐する。

4 委員長に支障があったときは、委員長の指名した副委員長がこれを代行する。

(会議の招集及び成立)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

2 本委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 本委員会は、委員長が必要と認めるときは、書面（または電子メール）会議をもって代えることができる。

（審議事項等）

第7条 本委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、これらに関して学長に報告又は具申する。ただし、第9条の動物実験管理部会を設置する場合、これらの事項を当該キャンパスの動物実験管理部会に代行させることができる。

- (1) 申請された動物実験計画の規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- (5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 本委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数の同意（可否同数の場合は議長の決するところ）をもって本委員会の案とする。

3 議事が当該の委員に係る場合は、その審議には加わらないこととする。

4 本委員会は、動物実験計画が適切に実施されていないと認めた場合は、実験の中止その他必要な措置について学長に具申することができる。

（意見の聴取）

第8条 本委員会が認めたときは委員以外の者を出席させ、意見聴取することができる。ただし、その者を決議に加えることはできない。

（部会等）

第9条 本委員会の承認の下に本大学岡山キャンパス及び今治キャンパスに動物実験管理部会（以下、「部会」という。）を設置する。

2 部会に関する細則は別に定める。

3 部会の審議・調査の結果は、本委員会の審議を経て学長に報告する。

（報告）

第10条 本委員会の審議・調査の結果は、委員長が学長に報告する。

（細則等）

第11条 本委員会規程に定めるものの他、本委員会に関して必要な事項は、本委員会が別に定める。

（事務）

第12条 本委員会の事務は、学部運営事務部において行う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、本委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月28日 第7回大学協議会)

この改正規程は令和2年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。